

令和8年度（2026年度） 嘉手納町保育所等入所選考基準表

(児童名)

(生年月日)

年

月

日

(年度初日年齢)

歳

【R8年4月1日現在】

申込日：

年

月

日

【基本指数】

事由	類型	細目			基本指数	父	母	備考
1	就労	月64時間以上の就労（常態）がある場合			月160時間以上	30		■就労証明書…本町様式 ○就労時間には休憩時間も含む。 ○事由2にも該当する場合、それぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。（事由1と事由2の点数の合計ではない） ○町外（県外・海外）で就労の場合も、町内と同様に点数を付す。
					月140時間以上160時間未満	27		
					月120時間以上140時間未満	24		
					月90時間以上120時間未満	21		
					月64時間以上90時間未満	18		
		自営業者で準証資料の提出が確認できない場合（内職等含む）				15		
2	就学訓練	・学校教育法に基づく教育施設（学校、専修学校その他の各種学校）及びこれらに準ずる教育施設に在学している場合 ・職業開発促進法に基づく公共職業訓練等を受けている場合			月160時間以上	27		○在学証明書、カリキュラム（時間割など）の資料が必要 ※就労に繋がらない、いわゆる「お稽古事（習い事、塾、教室等）」は不可
					月140時間以上160時間未満	24		
					月120時間以上140時間未満	21		
					月90時間以上120時間未満	18		
					月64時間以上90時間未満	15		
3	求職活動	求職活動を行っている場合（起業準備含む）				15		■求職申立書…本町様式 ○ハローワークカードがある場合は添付
4	妊娠 出産	妊娠中～産後4ヶ月目の属する末日までの間にある			多胎妊娠	25		○親子健康手帳の写しを添付（分娩予定日があるページ） ○120時間以上の就労がある場合は、就労証明書の提出が必要
					上記以外	18		
					120時間以上の就労がある場合	+2		
5	疾病・ 障害等	診断書	著しい 制限あり	保育（育児）ができない状態		30		■診断書…本町様式 ○「日常生活」の点数と「社会生活（加算）」の点数の合計 ■手帳 ○所持している障害者手帳等で確認 ○診断書と手帳の両方提出のある場合は点数の高い方を採用
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要		23		
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要		5		
			一部 制限あり	保育（育児）ができない状態		23		
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要		18		
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要		3		
			特に 制限なし	保育（育児）ができない状態		18		
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要		12		
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要		0		
		社会生活 (加算)	著しい制限あり			+5		
			一部制限あり			+3		
			特に制限なし			0		
		手帳	身体障害者手帳1・2級／精神障害者手帳保健福祉手帳1級／療育手帳A1／障害年金1級			30		
			身体障害者手帳3級／精神障害者手帳保健福祉手帳2級／療育手帳A2／障害年金2級			23		
			身体障害者手帳4級／精神障害者手帳保健福祉手帳3級／療育手帳B1			18		
			身体障害者手帳5級／療育手帳B2			13		
6	入院看護	入院期間中、家族による常時の介護を要する場合				30		○同居する親族の看護・介護を行う場合 ■診断書…本町様式 ■看護（介護）申立書…本町様式
		入院期間中、家族による一部介護を要する場合				18		
	在宅 介護・看護	身体	生活全般において、全面的な介助が必要			30		
			入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要			30		
			起き上がり、寝返りが自分ではできず、入浴・排泄・衣類の着脱などに介助が必要			30		
			起き上がり、寝返りが自分では難しく、入浴・排泄・衣類の着脱などに一部又は全部の介助が必要			23		
			立ち上がりや歩行が安定せず、排泄・入浴などに一部介助が必要			18		
			基本的に日常生活は営めるが、入浴等一部介助が必要			9		
			基本的に日常生活は営める（介助不要）			0		
		精神	精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため、常時の看護が必要			30		
			精神的な疾患により情動が不安定なため、一部の看護が必要			18		
			精神的な疾患はあるが治療等により落ち着いており、基本的に日常生活は営める（看護不要）			0		
	付き添い	通院や通学に必要な付き添い時間が月64時間以上であることを常態とする場合				18		
7	虐待	児童虐待を回避する上で保育が必要である旨の通知がある場合				100		○優先利用事由 ○関係機関から依頼・通知、相談記録などの資料が必要
	DV	DV被害のため保育が困難である場合				100		
8	復旧活動	1ヶ月を超える期間で震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合				※		○罹災したことがわかる書類で判断
9	育休	育休対象児以外の既に在園している児童で継続して申込みをする場合				15		
		育休中の保育継続児童の転所希望の場合				15		
10	みなし育休	みなし育休対象児以外の既に在園している児童で継続して申込みをする場合				10		
		みなし育休中の保育継続児童の転所希望の場合				10		

令和8年度（2026年度） 嘉手納町保育所等入所選考基準表

(児童名) (生年月日) 年 月 日 (年度初日年齢) 歳【R8年4月1日現在】 申込日: 年 月 日

【調整指数】								
加減	該当事由	内容		調整指数	父	母	備考	
加点調整	1	①	申込入所児童が入所でき次第、育児休業から復帰する場合		6			※転所の場合は適用外 ○父・母とも育児取得している場合は、どちらか一方のみ適用 ○復帰予定の可否は就労証明書にて確認
	1	②	認可保育所・こども園又は認可外保育園にて就労中、又は採用予定の場合	町内保育士等（※） 町外保育士等（※）	20 10			※転所の場合は適用外 ※保育士配置の特例（保健師、看護師、准看護師、幼・小・養護教諭）を適用 ○就労証明書を資格を確認できる証書等で要確認 ○子育て支援員は修了証書で要確認 ○放課後児童支援員は修了証書で要確認
	1	③	放課後児童支援員の資格を持っており、町内の放課後児童健全育成事業施設にて就労中、又は採用予定の場合	町内放課後児童支援員 町外放課後児童支援員	10 5			
	1	⑤	町内子育て支援員・学童補助者		7			
	1	⑥	町外子育て支援員・学童補助者		3			
	1、5	⑦	月64時間以上就労し、かつ、障害者手帳を所持している場合		7			○手帳による基本指数の方が高く、事由5が要件となる場合にも適用
	1、2、3、7	⑧	生活保護世帯の場合		7			○生活保護受給証明書または被保護者証明書の提出が必要
	1、2、5	⑨	認可外保育園等に入所していることが確認できる場合	0～2歳児の場合 3～5歳児の場合	10 6			■在園証明書…本町様式 ○在園証明書にて確認 ※【④育児復帰】と重複不可
	全て	⑩	18歳以下の出産の場合		10			※転所の場合は適用外
		⑪	ひとり親の場合（児童扶養手当受給者等）		45			○離婚調停が不調に終わっている場合でも、別居が継続していることが確認できれば適用可
			ひとり親とみなす場合（離婚調停中、拘留等）		40			
		⑫	保護者の一方が児童を保育できない場所（県外・離島）に居住している場合		6			○拘束時間の半分以上が県外・離島の場合を含む ○別住者の住所が確認できる書類で確認
		⑬	地域型保育所（小規模保育所等）を卒園する児童が引続き、保育施設入所を希望する場合		10			○優先利用事由、連携施設を希望する場合はさらに20点を加点
		⑭	きょうだい児が既に在園している園への申込を希望する場合		6			○入所月にきょうだいが在園しており、その園を第一希望としている場合に当該園のみ適用
			そのきょうだいが障がいを持っている場合		5			
		⑮	認可園に申込をしているきょうだい児がいる場合（本児は除く）		1×人数			○認可園へ2人以上申込がある場合に適用 ※転所の場合は適用外 ※【④きょうだい児が在園している園への申込み】と重複不可
			そのきょうだいが多胎児（双子以上）の場合		2			
		⑯	多子世帯（満18歳未満の子どもが3人以上）の場合		5			○満18歳未満の子どもが3人以上の場合加点とする。3人を超える場合は、1人に対して1点加点とする
		⑰	父母不在で祖父母が保育している場合		70			○父母不在を確認（祖父母等の要件不要）
		⑱	児童が障がいを持っている場合		5			○優先利用の該当事由、障害者手帳の写しなどで確認、対応可能な園で調整
		⑲	社会的養護が必要な児童の場合（里親家庭など）		4			○優先利用の該当事由
		⑳	その他、選考会議内での加点判断		※			○加点の必要性が確認できる書類で判断
全て	㉑	受付期間外での申込がある場合	新規申込者または前年度待機児童の申込の場合	-1			○一斉入所申込期間外に申込書、その他必要書類が受理された場合に適用	
			継続入所児童の申込の場合	-10				
	㉒	保育料の未納があり、分納計画の誓約を行っていない場合		-30			○過年度分の滞納相談がない、または、誓約どおり支払いができていない等の場合 ○当年度は3か月以上滞納している場合に適用	
㉓	広域利用により町内保育施設等へ入所を希望する町外在住児童の場合		-6					

●選考点数（第1希望園）				●点数の変更		
	基本	調整	合計	適用月	変更後点数	変更理由メモ
父				月から		
母				月から		

●選考点数（転所希望園）※必要に応じて記入する。			
	基本	調整	合計
父			
母			

●選考点数（第2希望園）				認定（保育の必要性）	判定
	基本	調整	合計		
父				父：	☐ 承諾
母				母：	☐ 不承諾
				保育時間	標準時間 ・ 短時間

●選考点数（第3希望園）			
	基本	調整	合計
父			
母			

決裁			
課長	係長	担当（係員）	担当（受付）